

学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会設置要綱

〔平成 26 年 10 月 3 日
日本学術会議第 203 回幹事会決定〕

改正 平成 27 年 8 月 28 日日本学術会議第 217 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 委員会は、学術の振興の観点から見た第 5 期科学技術基本計画のあり方等に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 委員会は、会長、副会長、各部の役員 2 名及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 28 年 4 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。